

## 春市議選告示第 4 号

### 当選人を決定するくじの方法について

令和8年4月19日執行の春日部市議会議員一般選挙において、公職選挙法第95条第2項の規定に基づき行う得票数が同数の場合の当選人を定めるくじの方法を次のとおり定めた。

令和8年4月14日

春日部市議会議員一般選挙 選挙長 濱野 高広

#### くじの方法

このくじは、まずくじを引く順序を定めるくじを行い、次にその順序に従って当選人を決定するくじを行う。

なお、くじを引く順序を定めるくじを行う順序は、立候補届出順とする。

当該くじを引く者は、得票数が同数である候補者とし、当該候補者がくじを引かない場合は選挙長が引くものとする。

当選人を決定するくじにおいて、混入するくじの数は得票数が同数である候補者の数とする。

当選人1人を決定する場合は1番のくじを引いた者を当選人とし、当選人2人以上を決定する場合は1番から連続する番号で、当該決定すべき人数の番号までのくじを引いた者を当選人とする。